

地理空間情報に関する北海道地区産学官懇談会
情報共有会合 設置要綱

平成 25 年 3 月

(名称)

第 1 条 本会合の名称は、地理空間情報に関する北海道地区産学官懇談会 情報共有会合 (仮称) (以下「情報共有会合」という。)とする。

(目的)

第 2 条 地理空間情報に関する北海道地区産学官懇談会 (以下「懇談会」という。)における議論のフォローアップを図り、実質的な産学官の連携と地理空間情報の活用を進めることを目的とする。

(活動内容)

第 3 条 情報共有会合は、前条の目的を達成するため、意見交換及び情報提供等を行う。

(構成)

第 4 条 情報共有会合は、産・学・官の機関や団体などの個人をもって構成する。

2 懇談会の委員は自由に出席することができる。

3 必要に応じて、地理空間情報に関し知見を有する者を情報共有会合に出席させることができる。

(事務局)

第 5 条 情報共有会合の事務を処理するため、国土地理院北海道地方測量部に事務局を設置する。

(その他)

第 6 条 この要綱に規定することの外、要綱施行及び情報共有会合の運営その他に関する事項は、情報共有会合に諮り定めるものとする。

附則

この要綱は、平成 25 年 3 月 14 日から施行する。